

一、最新中国法令

● 不动产登记暂行条例实施细则

- 【发布单位】国土资源部
【发布文号】国土资源部令 2016 年第 63 号
【发布日期】2016-01-01
【实施日期】2016-01-01
【内容提要】该细则在《不动产登记暂行条例》的基础上，对不动产登记簿、登记程序、各类不动产权利登记、登记资料查询、法律责任等进行了规定。根据该细则：

属于下列情形之一的，不动产登记机构可以对申请登记的不动产进行实地查看

- (一) 房屋等建筑物、构筑物所有权首次登记；
- (二) 在建建筑物抵押权登记；
- (三) 因不动产灭失导致的注销登记；等。

查询登记材料

- 权利人、利害关系人可以依法查询、复制不动产登记资料，不动产登记机构应当提供。
- 查询不动产登记资料的单位、个人应当向不动产登记机构说明查询目的，不得将查询获得的不动产登记资料用于其他目的；未经权利人同意，不得泄露查询获得的不动产登记资料。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.mlr.gov.cn/zwgk/flfg/tdglflfg/201601/t20160115_1395046.htm

● 电器电子产品有害物质限制使用管理办法

- 【发布单位】工业和信息化部等八部门
【发布文号】工业和信息化部等八部门令第 32 号
【发布日期】2016-01-06
【实施日期】2016-07-01
【内容提要】该办法对电器电子产品污染、有害物质等进行了定义，并对电器电子产品有害物质限制使用 and 法律责任进行了规定。包括：

相关定义

- 电器电子产品污染，是指电器电子产品中含有的有害物质超过国家标准或行业标准，对环境、资源、人类身体健康以及生命、财产安全造成破坏、损害、浪费或其他不良影响。
- 有害物质，是指电器电子产品中含有的下列物质：
 - 铅及其化合物；
 - 汞及其化合物；
 - 镉及其化合物；
 - 六价铬化合物；
 - 多溴联苯（PBB）；

一、最新中国法令

● 不動産登記暫定条例実施細則

- 【発布機関】国土資源部
【発布番号】国土資源部令 2016 年第 63 号
【発布日】2016-01-01
【実施日】2016-01-01
【概要】本細則は、「不動産登記暫定条例」を基に、不動産登記簿、登記手続き、各種不動産権利登記、登記資料照会、法的責任などについて、規定している。本細則によると、以下の通りである。

以下の状況のいずれかに該当する場合、不動産登記機関は、登記を申請した不動産について、実地調査をすることができる

- (一) 家屋などの建築物、構築物の所有権の初回登記。
- (二) 建設中の建築物の抵当権設定登記。
- (三) 不動産滅失による登記抹消など。

登記資料の照会

- 権利者、利害関係人は法に依拠し、不動産登記資料を照会、複製することができ、不動産登記機関は提供しなければならない。
- 不動産登記資料を照会する組織、個人は不動産登記機関に照会の目的を説明しなければならず、照会で得た不動産登記資料を他の目的に使用してはならない。権利者の同意を得ずに、照会で得た不動産登記資料を漏洩してはならない。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.mlr.gov.cn/zwgk/flfg/tdglflfg/201601/t20160115_1395046.htm

● 電器電子製品の有害物質使用制限管理弁法

- 【発布機関】工業情報化部など八部門
【発布番号】工業情報化部など八部門令第 32 号
【発布日】2016-01-06
【実施日】2016-07-01
【概要】本弁法は電器電子製品の汚染、有害物質などについて定義し、電器電子製品の有害物質の使用制限と法的責任について、規定している。以下の内容が含まれる。

定義

- 電器電子製品の汚染とは、電器電子製品中に国家基準又は業界基準を超える有害物質が含まれており、環境、資源、人類の身体・健康及び生命、財産の安全を破壊し、毀損する、又はその他マイナスの影響をもたらすことを指す。
- 有害物質とは、電器電子製品に含まれる以下の物質を指す。
 - 鉛及びその化合物。
 - 水銀及びその化合物。
 - カドミウム及びその化合物。
 - 六価クロム化合物。
 - ポリ臭化ビフェニル（PBB）。

| |
|---|
| <p>➤ 多溴二苯醚（PBDE）；等。</p> <p>电器电子产品有害物质限制使用（涉及设计、生产、进口、销售等环节）</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 电器电子产品生产者生产电器电子产品时，不得违反强制性标准或必须执行的标准，应当按照国家标准或行业标准，采用资源利用率高、易回收处理、有利于环境保护的材料、技术和工艺，限制或者淘汰有害物质在产品中的使用。 ▪ 进口的电器电子产品不得违反强制性标准或必须执行的标准，应当符合国家标准或行业标准。 ▪ 电器电子产品生产者、进口者应当按照电器电子产品有害物质限制使用标识的国家标准或行业标准，对其投放市场的电器电子产品中含有的有害物质进行标注，标明有害物质的名称、含量、所在部件及其产品可否回收利用，以及不当利用或者处置可能会对环境和人类健康造成影响的信息等。 |
|---|

【法令全文】请点击以下网址查看：
<http://www.miit.gov.cn/n1146295/n1652858/n1652930/n3757016/c4609634/content.html>

| |
|--|
| <p>➤ ポリ臭化ジフェニルエーテル(PBDE)など。</p> <p>電器電子製品有害物質の使用制限（設計、生産、輸入、販売などの段階に及ぶ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 電器電子製品の生産者が電器電子製品を生産する際、強制基準又は履行必須基準に違反してはならず、国家基準又は業界基準に従い、資源利用率の高い、回収処理が容易な、環境保護に有利な材料、技術、工程を採用し、製品における有害物質の使用を制限又は淘汰しなければならない。 ▪ 輸入する電器電子製品は強制基準又は履行必須の基準に違反してはならず、国家基準又は業界基準に合致していなければならない。 ▪ 電器電子製品の生産者、輸入者は電器電子製品の有害物質使用制限標識の国家基準又は業種基準に従い、市場に投入する電器電子製品に含まれる有害物質を表示し、有害物質の名称、含有量、有害物質が含まれる部品及びその製品はリサイクルが可能かどうか、及び不適切な利用若しくは処分により環境と人類の健康に影響をもたらすことに関する情報などを明記しなければならない。 |
|--|

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
<http://www.miit.gov.cn/n1146295/n1652858/n1652930/n3757016/c4609634/content.html>

● 关于促进加工贸易创新发展的若干意见

【发布单位】国务院
 【发布文号】国发〔2016〕4号
 【发布日期】2016-01-18
 【内容提要】该意见提出加工贸易创新发展的四大任务，并要求改革创新管理体制、完善政策措施等。其中包括：

| |
|--|
| <p>四大任务（列举部分）</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 延长产业链，提升加工贸易在全球价值链中的地位。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 进一步扩大服务业开放，鼓励外资企业在华设立采购中心、分拨中心和结算中心，发展总部经济。 ➤ 推动加工贸易企业由单纯的贴牌生产（OEM）向委托设计（ODM）、自有品牌（OBM）方式发展。 ▪ 发挥沿海地区示范带动作用，促进转型升级提质增效。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 大力发展先进制造业和新兴产业。 <p>鼓励电子信息、移动通信、汽车及零部件、集成电路、医疗设备、航空航天等辐射和技术溢出能力强的先进制造业加工贸易发展。推动生物医药、新能源、新材料、节能环保等新兴产业集群发</p> |
|--|

● 加工貿易の革新的発展を促進することに関する若干意见

【発布機関】国务院
 【発布番号】国発〔2016〕4号
 【発布日】2016-01-18
 【概要】本意見では、加工貿易の革新的発展を遂げるための4つの任務を打ち出し、管理体制の改革と革新、政策措置の整備等を要求している。これには、以下の内容が含まれる。

| |
|--|
| <p>4つの任務（一部列举）</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 産業チェーンを拡張し、加工貿易のグローバル・バリュー・チェーンにおける地位を向上させる。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ サービス業の開放を更に拡大し、外資企業による中国での調達センター、集配センター及び決済センターの設立を奨励し、本部の経済を発展させる。 ➤ 加工貿易企業が単純な相手先ブランド名による製造（OEM）から相手先ブランド名で販売される製品の設計・製造（ODM）、自社ブランド製品の販売流通（OBM）方式へと発展していくことを推進する。 ▪ 沿海地区の模範的な牽引車の役割を發揮し、モデルチェンジ、グレードアップ、品質・効果の向上を促進する。 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 先進製造業及び新興産業の発展に力を入れる。 <p>電子情報、モバイル通信、自動車及び部品、集積回路、医療設備、航空宇宙等拡散的及び技術スピルオーバー効果の高い先進製造業における加工貿易の発展を奨励する。バイオ医薬、新エネルギー、新</p> |
|--|

| |
|--|
| <p>展。支持加工贸易企业进入关键零部件和系统集成制造领域。</p> <p>➢ 支持发展生产性服务业。鼓励加工贸易企业承接研发设计、检测维修、物流配送、财务结算、分销仓储等服务外包业务。</p> |
| <p>改革创新管理体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 深化加工贸易行政审批改革。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 总结广东省取消加工贸易业务审批和内销审批试点工作经验，全面推进加工贸易行政审批改革进程。 ➢ 实行加工贸易禁止类、限制类商品目录动态管理机制。 ➢ 完善重点敏感商品加工贸易企业准入管理。 ▪ 优化监管方式。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 加快推进区域通关一体化、通关作业无纸化等改革，进一步提高通关便利化水平。 ➢ 改进监管方式，逐步实现以企业为单元的监管。 ▪ 加快推进内销便利化。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 研究取消内销审批，进一步简化内销征税和核销手续。 ➢ 推广实施内销集中征税。 ▪ 加快海关特殊监管区域整合优化。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 在自由贸易试验区内的海关特殊监管区域积极推进内销选择性征收关税政策先行先试，及时总结评估，适时研究扩大试点。 ➢ 促进海关特殊监管区域发展保税加工、保税物流和保税服务等多元化业务。 |

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.gov.cn/zhengce/content/2016-01/18/content_5033735.htm

● 关于同意在天津等 12 个城市设立跨境电子商务综合试验区的批复

【发布单位】国务院
【发布文号】国函〔2016〕17 号
【发布日期】2016-01-15
【内容提要】国务院同意在天津市、上海市、重庆市、合肥市、郑州市、广州市、成都市、大连市、宁波市、青岛市、深圳市、苏州市等 12 个城市设立跨境电子商务综合试验区。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.gov.cn/zhengce/content/2016-01/15/content_10605.htm

| |
|---|
| <p>材料、省エネ・環境保護等新興産業クラスターの発展を推し進める。加工貿易企業による重要部品及びシステムインテグレーション製造分野への進出を支援する。</p> <p>➢ 生産性サービス業の発展を支援する。加工貿易企業が研究・開発・設計、検査測定、メンテナンス、物流配送、資金決済、国内販売、倉庫保管等のサービスアウトソーシング業務を受託することを奨励する。</p> |
| <p>管理体制の改革と革新</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 加工貿易行政審査許可の改革を推進する。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 広東省における加工貿易業務審査許可及び国内販売審査許可の廃止試行の業務経験を総括し、加工貿易行政審査許可改革を全面的に推進する。 ➢ 加工貿易禁止類、制限類商品目録の動態管理体制を実施する。 ➢ 重要且つセンシティブな商品の加工貿易企業参入管理を整備する。 ▪ 監督管理方式を最適化する。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 区域通関一体化、通関作業ペーパーレス化等の改革推進を加速し、通関利便化の水準を更に向上させる。 ➢ 監督管理方式を改善し、企業を単位とした監督管理を徐々に実現する。 ▪ 国内販売利便化の推進を加速させる。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 国内販売審査許可の廃止を研究し、国内販売の徴税及び照合消込手続きを更に簡素化する。 ➢ 国内販売の集中徴税方式を普及させる。 ▪ 税関特別監督管理区域の統合・最適化を加速する。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 自由貿易試験区内の税関特別監督管理区域において、国内販売における選択可能な関税徴収政策の先行試行を積極的に推進し、遅滞なく総括・評価を行い、試行の拡大を適時に研究する。 ➢ 税関特別監督管理区域における保税加工、保税物流及び保税サービス等多様な業務の発展を促進する。 |

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.gov.cn/zhengce/content/2016-01/18/content_5033735.htm

● 天津等の 12 都市におけるクロスボーダー電子商取引総合試験区の設立同意に関する回答

【発布機関】國務院
【発布番号】国函〔2016〕17 号
【発布日】2016-01-15
【概要】國務院は、天津市、上海市、重慶市、合肥市、鄭州市、広州市、成都市、大連市、寧波市、青島市、深セン市、蘇州市などの 12 都市においてクロスボーダー電子商取引総合試験区を設立することに同意した。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.gov.cn/zhengce/content/2016-01/15/content_10605.htm

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、最新资讯

- [《关于执行〈工伤保险条例〉若干问题意见（二）》公开征求意见](#)

日前，人力资源和社会保障部就《关于执行〈工伤保险条例〉若干问题意见（二）（征求意见稿）》公开征求意见（截止时间为2016年02月19日）。

该征求意见稿内容包括：

| |
|---|
| 关于达到或超过法定退休年龄的人员发生职业伤害的处理规定 |
| <ul style="list-style-type: none"> ▪ 对于达到或超过法定退休年龄，但未办理退休手续、或者未依法享受职工基本养老保险待遇，继续在原用人单位工作的人员，适用工伤保险政策，由用人单位依法承担工伤保险责任。 ▪ 对于已经按项目等方式参加了工伤保险的此类人员，聘用单位已承担了参加工伤保险的义务，按照权利义务对等原则，应适用《工伤保险条例》相关规定办理。 ▪ 对于其他聘用人员，按照劳动关系处理，可由聘用单位参照工伤保险相关待遇妥善处理。 |
| 关于工伤认定问题的规定 |
| <ul style="list-style-type: none"> ▪ 职工在参加用人单位要求参加、且与工作有关的活动中受到事故伤害的应当视为工作原因，但参加与工作无关的活动不视为工作原因。 ▪ 职工因工作原因驻外，有固定住所、有明确作息时间，因工作原因受到事故伤害或患职业病的，按照在驻在地当地正常工作的情形处理。 ▪ 职工以上下班为目的、在合理时间内往返于工作单位和居住地之间的合理路线，视为上下班途中。 |
| 关于用人单位注册地与生产经营地不在同一统筹地区的相关规定 |
| <ul style="list-style-type: none"> ▪ 用人单位原则上应在注册地参加工伤保险，未在注册地参加工伤保险的，可在生产经营地参加工伤保险。 |

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、新着情報

- [『労働災害保険条例』実行の若干事項に関する意見（二）](#)がパブリックコメントを募集している

先頃、人的資源社会保障部は、『労働災害保険条例』実行の若干事項に関する意見（二）（意見募集案）について、パブリックコメントを募集している（締切日は2016年2月19日である）。

本意見募集案には以下の内容が含まれる。

| |
|---|
| 法定の定年退職年齢に達している又は超えている人員に業務災害が発生した場合の処理規定 |
| <ul style="list-style-type: none"> ▪ 法定の定年退職年齢に達している若しくは超えているが、定年退職手続きをしていない場合、又は法に依拠し従業員基本養老保険待遇を享受せず、引き続きもとの使用者にて勤務している人員については、労働災害保険政策を適用し、使用者が法に依拠し労働災害保険責任を負う。 ▪ プロジェクト単位などの形で労働災害保険にすでに加入している該当人員について、雇用先が労働災害保険加入義務をすでに負っており、権力・義務対等の原則に従い、「労働災害保険条例」の関係規定を適用して、取り扱わなければならない。 ▪ その他雇用人員は労務関係扱いとし、雇用先が労働災害保険の係る待遇を参照して適切に処理することができる。 |
| 労働災害認定に関する規定 |
| <ul style="list-style-type: none"> ▪ 従業員が使用者から参加するよう要求され、業務と関係のある活動に参加し、その過程で事故に遭い、負傷した場合、業務起因性を有するものとみなす。但し業務外の活動に参加した場合は業務起因性を有するものとはみなさない。 ▪ 従業員が業務上の原因により、他の場所に滞在し、固定の住所があり、勤務・休憩時間が明確である場合に、業務上の原因により事故に遭い負傷した又は職業病に罹患したとき、滞在先での正常勤務時に発生したものととして、処理する。 ▪ 従業員が出勤・退勤目的で、合理的な時間内に勤務先と居住地との間を往來する際に合理的な経路を通っている場合、出勤・退勤途中とみなす。 |
| 使用者の登録地と生産経営地が同一の統括地区にない場合に関する規定 |
| <ul style="list-style-type: none"> ▪ 使用者は原則として登録地で労働災害保険に加入しなければならないが、登録地で労働災害保険に加入していない場合、生産経営地で労働災害保険に加入している場合は、生産経営地で労働災害保険に加入しているものとみなす。 |

- 劳务派遣单位跨地区派遣劳动者,应在用人单位所在地依法参加工伤保险。
- 建筑施工企业按项目参保的,应在施工项目所在地参加工伤保险。

(里兆律师事务所 2016 年 01 月 22 日编写)

- 働災害保険に加入することができる。
- 劳务派遣会社が他地域に労働者を派遣する場合、受入先の所在地で法に依拠し労働災害保険に加入しなければならない。
- 建築施工企業はプロジェクト単位で、保険に加入する場合、施工プロジェクト所在地で労働災害保険に加入しなければならない。

(里兆法律事務所が 2016 年 1 月 22 日付で作成)

● 2015 年国民经济和社会发展统计数据出台

日前,国家统计局公布了 2015 年国民经济和社会发展统计数据, 包括:

- 全国国内生产总值 (GDP) 为 676708 亿元, 比上年增长 6.9%。
- 外商及港澳台商投资企业的规模以上工业增加值增长 3.7%。其中, 外商投资企业为 10746 亿元, 比上年降低 2.8%。
- 全国城镇居民人均可支配收入 31195 元, 比上年增长 8.2%。

(里兆律师事务所 2016 年 01 月 22 日编写)

● 2015 年国民経済及び社会発展統計データが発表された

先頃、国家統計局は、2015 年国民経済及び社会発展統計データを発表した。以下の内容が含まれる。

- 全国国内の総生産額 (GDP) は、前年比 6.9% 増の 676708 億元。
- 外国投資家及び香港・マカオ・台湾が投資した企業の一定規模以上の工業増加値は 3.7% 増加した。このうち、外商投資企業は前年比 2.8% 減の 10746 億元。
- 全国の都市部住民の 1 人当たり平均可処分所得は前年比 8.2% 増の 31195 元。

(里兆法律事務所が 2016 年 1 月 22 日付で作成)

● 北京市暂停 PE 企业登记 上海可能限制金融投资类企业登记

据悉,北京市 2016 年 01 月 09 日发布《关于在全市范围内暂停投资类企业登记的通知》。目前在官方网站上还未公布, 但有北京市工商局内部人士证实该消息属实。出台上述通知, 应该与打击非法集资有关。主要包括以下内容:

- 暂停核准包含“投资”、“资产”、“资本”、“控股”、“基金”、“财富管理”、“融资租赁”、“非融资性担保”等字样的企业和个体户名称。
- 暂停登记“项目投资”、“股权投资”、“投资管理”、“投资咨询”、“投资顾问”、“资本管理”、“资产管理”、“融资租赁”、“非融资性担保”等投资类经营项目。
- 名称或经营范围中包含上述表述的企业申请迁入北京市的, 暂停办理登记。

据悉, 近日上海市各区工商局登记窗口可能对名称或经营范围中包含金融信息服务、互联网金融信息服务、投资管理、资产管理、融资租赁等的企业进行暂停或限制登记。

(里兆律师事务所 2016 年 01 月 22 日编写)

● 北京市で PE 企業登記を一時的に停止、上海で金融投資類企業の登記を制限する可能性がある

情報筋によると、北京市は 2016 年 1 月 9 日に「市内における投資類企業登記を一時的に停止することに関する通知」を公布している。現時点では公式サイトでの公布はまだであるが、北京市工商局内の関係者の話では、本情報は事実であることがわかっている。本通知の打ち出しは資金の不法調達撲滅と関係があると思われる、主な内容は以下の通りである。

- 「投資」、「資産」、「資本」、「ホールディングス」、「基金」、「財産管理」、「ファイナンスリース」、「非融資性担保」などの字句を含む企業及び個人事業主の名称認可を一時的に停止する。
- 「プロジェクト投資」、「持分投資」、「投資管理」、「投資コンサルティング」、「投資顧問」、「資本管理」、「資産管理」、「ファイナンスリース」、「非融資性担保」などの投資類経営事業の登記を一時的に停止する。
- 名称又は経営範囲に上述の字句が含まれる企業が北京市への転入を申請した場合、登記手続きを一時的に停止する。

情報筋によると、近日中に上海市の各区の工商局登記窓口は名称又は経営範囲に金融情報サービス、インターネット金融情報サービス、投资管理、資産管理、ファイナンスリースなどを含む企業の登記を一時的に停止又は制限する可能性がある。

(里兆法律事務所が 2016 年 1 月 22 日付で作成)

- 外国人办居留就业证件 上海自贸区试点“一窗受理”

日前，上海自贸区管委会保税区试点外国人证件业务“单一窗口”，外国人居留许可、就业证、外国专家证将“一窗式”受理、一并发证。上海自贸区保税区人力资源网上服务平台也同时上线。

经过整合，外国人原来需要分别到公安、人社、外专三个部门办理的证件均可在“单一窗口”办理，涉及居留许可、就业证、外专证以及上述证件的换发、补发、延期、变更等 12 类 20 余种业务。

(里兆律师事务所 2016 年 01 月 22 日编写)

三、近期热点话题

※企业近期的关注话题 (=律师近期的关注话题)

- 债权回收案件
- 行政查处案件
- 新三板挂牌及融资

- 外国人の居留・就業証手続きについて、上海自由貿易試験区で「受理窓口一本化」制度を試験的に実施する

先頃、上海自由貿易試験区管理委員会保税区で外国人証書業務の「受理窓口一本化」制度を試験的に実施し、外国人居留許可、就業証、外国專家証の「受理窓口」が一本化され、証書と一緒に交付される。上海自由貿易試験区保税区人的資源オンラインサービスプラットフォームも同時に導入される。

これまでは外国人が公安、人的資源社会保障部、外国專家局の 3 つの部門に行き手続きをする必要があったが、今回の統合により、「一つの窓口」で、居留許可、就業証、外国專家証及び上述証書の切り替え、再発行、延長、変更などの 12 項目 20 種類余りの手続きを行うことができるようになる。

(里兆法律事務所が 2016 年 1 月 22 日付で作成)

三、トピックス

※企業が最近注目している話題 (=弁護士が最近注目している話題)

- 債権回収案件
- 行政取締案件
- 新三板上場及び融資